

(配布用)

平成30年 第1回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

平成30年3月28日

於 甲賀広域行政組合庁舎

平成30年第1回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

平成30年第1回甲賀広域行政組合議会定例会は、平成30年3月28日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 谷 永 兼 二
- 2番 森 田 久 生
- 3番 山 中 修 平
- 4番 山 岡 光 広
- 5番 橋 本 律 子
- 6番 松 井 圭 子
- 7番 堀 田 繁 樹
- 8番 菅 沼 利 紀
- 9番 加 藤 貞 一 郎
- 10番 松 原 栄 樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

な し

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

な し

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者	岩 永 裕 貴
副管理者	谷 畑 英 吾
監査委員	山 川 宏 治
会計管理者	片 岡 優 子
事務局長	山 田 剛 士
次長兼総務課長	佐 治 善 弘
衛生課長	木 村 尚 之
衛生センター所長	雲 好 章
消防長	荒 川 庄 三 郎
消防次長	高 橋 良 雄
消防次長兼水口消防署長	本 田 修 二
消防次長兼湖南中央消防署長	寺 村 保 博
消防総務課長	藤 川 博 樹

6 本会議の書記は、次のとおりである。

松 本 博 彰
中 溝 慶 一
小 林 慎 司

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第1号 甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4 議案第2号 平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第6号）
日程第5 議案第3号 平成30年度甲賀広域行政組合一般会計予算
日程第6 一般質問について
- 8 会議事件は、次のとおりである。
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前9時30分）

議長（橋本律子） 皆さん、おはようございます。
議会議員の皆様方、本日は、何かと御多忙の中を組合議会に御出席いただきました。ほんとうにありがとうございます。
ただいまから、平成30年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を開催いたします。
開議に先立ち、管理者から御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。
管理者。

管理者（岩永裕貴） 皆様、改めましておはようございます。
本日、平成30年第1回甲賀広域行政組合議会定例会の開会を招集いたしましたところ、各議員の皆様には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、今定例会では、甲賀市、湖南市の平成30年度当初予算が決定されたことを受けて、本日、本組合の平成30年度の当初予算案について御審議を願うことといたしております。

予算編成に当たりましては、行政財政改革基本方針及び消防力整備基本計画に基づき、十分精査をいたしました。

当初予算案の詳細は後ほど説明させていただくこととし、ここでは本組合の主要事業につきましても当面の御報告をさせていただきます。

まず、衛生関係について、し尿処理施設は平成27年度から運転管理業務を民間に全面委託いたしておりますが、平成30年度からの契約更新に伴う入札の結果、委託事業者が変更となりました。このため、本年1月から新旧委託事業者の運転管理業務に係る引き継ぎを行っております。

新しい委託事業者のもと、来年度からは、安全・安定した処理を行うことはもちろんですが、より効率的な運営についても取り組んでまいります。

一方、ごみ処理施設では稼働後24年目を迎え、平成32年度からの施設の延命化・効率化を目的とした基幹的設備改良事業に向け、事務を進めておりますが、今年度におきましては今事業のもととなる長寿命化計画を策定いたしました。

この長寿命化計画につきましては、今年度における衛生センター施設整備検討委員会の検討結果とあわせ、次年度に改めて御報告、御説明を申し上げたいと考えております。

そして、来年度からは工事発注に向けた事務を進めてまいります。

既にお示しをしておりますとおり、本事業は、概算事業費45億5,000万円の事業となりますが、本事業により老朽化している施設能力の回復を図り、

省エネルギー化、CO₂削減を進め、長期使用を可能とすることにより、ライフサイクルコストを低減させ、効率的かつ適切な廃棄物処理施設の機能保全を図ってまいり所存であります。

続きまして、消防関係です。

2箇年をかけて実施してまいりました高機能消防指令システム整備事業は、全ての工事、各種調整が完了したことから、本運用を開始いたします。

新システムでは、119番通報の受付から出動指令までがより迅速化され、大規模災害にも臨機に対応することが可能となります。

また、聞くことや話すことが困難な方への対応として、従来のファクスでの119番通報に加え、新たにスマートフォンからインターネット経由で通報が行えるようになりました。

さらに、出動後においても車両の動態把握、現場活動支援機能により、各種災害事案に対し、的確かつ迅速に対応することが可能となったところであります。

本会議終了後において、運用開始式を予定いたしておりますので、何とぞ御臨席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、議員の皆様にも御心配をおかけしております、救急遅延に係る経過について御報告をいたします。

本件は、平成28年3月1日に、信楽で発生した交通事故の救急要請に対し、水口消防署の救急隊が出動し、負傷者を栗東市内の病院へ搬送する際、高速道路の進行方向を誤ったため、結果として救急搬送が約30分遅延したものであります。その後、負傷者は同月3日に搬送先の病院にてお亡くなりになりました。

このことにつき、救急遅延と負傷者死亡との間に因果関係がないことに争いはないものの、救急遅延による精神的損害を被ったとして、御遺族から平成29年5月22日、大津地方裁判所に損害賠償請求訴訟として提起されました。

3回にわたる口頭弁論を経て、11月2日に請求棄却の判決がなされましたが、同月16日に控訴の申し立てがなされました。

平成30年1月31日、控訴審での第1回口頭弁論が開催され、弁論としては終結し、結審となりましたが、同日大阪高等裁判所から本件見舞金として合わせて金30万円を支払うことで、互いに本件に関して何ら債権債務がないことを確認し、本件を円満に解決するという和解の勧告がなされたものであります。

御遺族の心痛をおもんばかり、またこのことを大きな教訓として再発防止に取り組む本組合がとるべき対応として、一定の人道的措置を講じることは十分な意義と必要性があると考えことから、この和解勧告に応じることといたしました。また、消防長に対し、改めて再発の防止、綱紀の厳正なる保持の徹底を指示したところでございます。

今後も、市民の期待に応え、安全で安心な生活環境を実現するため、日夜、職務に邁進し、消防力向上に努めてまいります。

さて、本日提案いたしますのは、条例案件1件、平成29年度補正予算案件、平成30年度予算案件の合計3件でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（橋本律子） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前9時36分）

議 長（橋本律子） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでござ

- います。
- 議 長（橋本律子） 管理者から議会の委任による専決処分についての報告が2件ございましたので、その写しをお手元に配付しておきました。御了承のほど、よろしく願いいたします。
- 次に、監査委員から、定期監査の結果及び現金出納検査の結果についての報告が2件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承ください。
- 議 長（橋本律子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、6番、松井圭子議員、7番、堀田繁樹議員を指名いたします。
- 議 長（橋本律子） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長（橋本律子） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長（橋本律子） 日程第3、議案第1号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。
- 管 理 者（岩永裕貴） 議案第1号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。
地方分権推進計画に基づき、製造所等の設置許可、保安検査等に係る手数料について、現行の手数料の金額が見直され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布されました。
地方公共団体の手数料については、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないことから、政令の手数料金額改正に伴い、所要の改正を行うものです。
施行日は、改正政令の施行期日と合わせ、平成30年4月1日といたします。
よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議 長（橋本律子） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。
6番、松井圭子議員。
- 6 番（松井圭子） 議案第1号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。
今、政令の手数料の見直しがされて、今回、条例改正をされるということでもありますけれども、手数料条例にかかわる施設がどれだけあって、今回の条例の一部改正で対象となる施設はどれだけなのか、お尋ねをします。
2点目には、手数料条例の一部改正により、どれだけの増収が見込まれるのかお尋ねをします。
- 議 長（橋本律子） 消防長。
- 消 防 長（荒川庄三郎） 失礼いたします。松井議員の質疑にお答えいたします。
1番目の質問でございますが、手数料条例にかかわる施設がどれだけあって、今回の条例の一部改正で対象となる施設はどれだけあるのかにつきまして、まず、はじめに、消防本部管内で危険物関係手数料にかかわる施設数は、平成30年3月19日現在で1,252施設ございます。

今回の一部改正で対象となる施設は、特定屋外タンク貯蔵所と準特定屋外タンク貯蔵所になりますが、本消防本部管内では、準特定屋外タンク貯蔵所が2施設のみでございます。

次に、2番目の御質問でございます。手数料条例の一部改正により、どれだけの増収が見込まれるかにつきまして、準特定屋外タンク貯蔵所に係る設置許可手数料は、改正前から改正後の差額として4万円の増収が見込まれます。

同じく準特定屋外タンク貯蔵所に係る変更許可手数料は、改正前から改正後の差額として2万円の増収が見込まれます。

いずれもこの2施設から何らかの変更がされない限り、手数料は発生しないものであり、増収額につきましては、あくまでも見込みとさせていただきます。

以上、松井議員の質疑への答弁とさせていただきます。

議 長（橋本律子） これで松井圭子議員の質疑を終わります。
ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第1号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議 長（橋本律子） 全員挙手。
したがって、議案第1号、甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議 長（橋本律子） 日程第4、議案第2号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第2号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第6号）の提案理由を御説明申し上げます。

本補正案は、年度末にあたり、収入見込み額の精査と、各事業の執行状況を踏まえ、補正措置を行うものであります。

歳入の主な内容につきましては、衛生関係では、長寿命化計画の策定におきまして、交付金の対象となる業務の内容精査により国庫補助金を50万7,000円減額するものです。

消防関係では、申請手数料等の収入見込みの精査、また、車両関係保険金及び建物共済金の確定と、救急車両の事故に伴います弁償金額の確定に伴い、諸収入において増額計上いたしました。

両市からの負担金につきましては、清掃関係で、471万2,000円を、消防関係で920万7,000円を、それぞれ減額するものです。

次に、歳出の主な内容につきまして、衛生費の委託料におきます分析業務費の確定と、し尿処理費のダンプ車購入の確定、ごみ処理費の工事請負費の確定により521万9,000円を減額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ521万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ36億1,228万5,000円といたしたいものであります。

- よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議 長（橋本律子） 本案につきましては、質疑の通告はありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者発言を許します。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。
- 議 長（橋本律子） これから、議案第2号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議 長（橋本律子） 挙手全員です。
したがって、議案第2号、平成29年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。
- 議 長（橋本律子） 次に、日程第5、議案第3号、平成30年度甲賀広域行政組合一般会計予算を議題といたします。
本案について管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。
- 管 理 者（岩永裕貴） 議案第3号、平成30年度甲賀広域行政組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。
本組合の予算におきましては、一般財源のほとんどが構成市の負担金であり、地方財政は依然として厳しい状況が続いていることから、構成市の財政状況を十分認識しつつ長期的な計画の中、必要な経費を織り込んで編成したものであります。
ここに提案します、平成30年度の予算編成につきましては、歳入歳出予算の総額を37億854万3,000円、前年度との比較では、8,565万4,000円の増といたしております。
それでは、歳入の主な内容について説明いたします。
歳入のうち、両市からの負担金が全体のおおよそ8割を占めており、29億1,424万8,000円、前年度比1,780万6,000円の減で計上しております。
清掃手数料、消防手数料等の使用料及び手数料については、4億2,368万8,000円、前年度から、436万8,000円の減として見込んでおり、これは、衛生関係でし尿投入量の減少からし尿処理手数料が減となることを要因とするものであります。
また、ごみ処理施設における平成32年度から計画する基幹的設備改良事業の発注支援業務に対する国庫補助として、循環型社会形成推進交付金63万3,000円を見込んでいます。
諸収入では、平成30年度から甲賀市、湖南市の統一市指定ごみ袋の取扱業務を組合で一括して実施することから、ごみ袋の販売と広告収入として1億4,572万円を見込んでおります。
消防関係では、本年度予定している事業に対して、1億9,570万円の起債を行う予定としております。
続きまして、これらを財源とし、平成30年度に行おうとする主要な事業について説明いたします。
衛生関係では、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業に係る発注支援業務を平成30年度から平成31年度までの2箇年実施することとしており、平成30年度事業分として190万円を計上しております。
また、市指定ごみ袋の取扱業務に係る袋の製造経費に3,023万3,000

円、流通、販売に係る経費として3,337万円を計上しております。

次に、消防関係では、本部庁舎防水塗装工事に2,678万4,000円、消防車両の整備として、はしご付き消防自動車の更新のため、2億1,000万円を計上しております。

なお、細部につきましては、事務局から説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（橋本律子） 事務局に対し、細部の説明を求めます。

事務局。

事務局長（山田剛士） ただいま、管理者から提案説明をいただきました、平成30年度甲賀広域行政組合一般会計当初予算の細部説明を申し上げます。

予算書により説明をさせていただきますが、参考資料として配付しております当初予算説明書もあわせて御覧いただけたらと思います。

予算の概要につきましては、その予算説明書1ページから3ページにかけてまとめさせていただいております。

それでは、予算書の6ページ、7ページは事項別明細書の総括ですので省略させていただきます、8ページ、歳入から御説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金につきましては、組合事業ごとにそれぞれの分賦割合により、2市から御負担していただくものです。それぞれの負担金割合の根拠につきましては、右側の説明欄に記載のとおりですが、甲賀市、湖南市ごとの負担割合と金額につきましては、資料の当初予算説明書のほうで4ページから6ページで説明させていただいております。

1目議会関係負担金は、議員皆様の報酬、費用弁償費などを負担いただくものです。

2目総務関係負担金は、事務局職員の人件費関係と組合の事務運営経費などを負担していただくものです。

3目滞納整理関係負担金は、市から移管される市税滞納繰越額の徴収に係る経費を計上しております。

4目清掃関係負担金は、し尿処理施設、ごみ処理施設の施設稼働維持補修に必要な経費を負担していただいておりますが、し尿処理に係る経費及びごみ処理に係る経費をそれぞれの利用割合に応じて御負担いただきます。

5目清掃関係建設負担金は、平成22年度から24年度にかけて建設をいたしましたし尿処理施設、水処理設備の整備に係る償還金分と、それ以前の施設の建設に係る償還金分、合わせて2億4,405万円を計上しております。

6目消防関係負担金は、消防職員に係る人件費が主なものですが、ほかに消防救急業務に係る各種学校研修等に係る自己負担金、旅費、また消防施設の整備や車両の整備、更新などを見込んでおります。

7目消防関係建設負担金は、平成19年度建設の土山分署の建設償還金が29年度末で完済となりますが、30年度は信楽署の下水道受益者負担金183万7,000円が必要となり、建設所在地の甲賀市が100%負担となります。

次に、2款使用料及び手数料ですが、1項1目行政財産使用料につきましては、施設使用料関西電力等の電柱設置料などを見込んでいます。

また、2項1目の清掃手数料では、し尿処理手数料及び浄化槽手数料につきまして、平成29年度上半期実績より8%から10%の減額を見込んでいます。

また、ごみの搬入量は前年度並みとし、対予算では150万円程度の増額見込みとしています。

9ページに移りまして、2目消防手数料につきましては、危険物許認可事務手数料などを収入するもので、実績を踏まえ、50万円増額し、750万円を計上しております。

3款国庫支出金では、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業発注支援業務の財

源として、事業費190万円の補助率3分の1、63万3,000円を循環型社会形成推進交付金として受け入れようとするものです。

4款繰越金につきましては、前年度同額を見込んでいます。

5款諸収入の2項雑入につきましては、説明欄に記載のとおりですが、30年度から市指定のごみ袋の取扱事務を本組合にて一括することとなったことから、市の指定袋に係る手数料1億4,500万円と、広告掲載料72万円、合わせて1億4,572万円を組合の雑入として受けるため、大きく増額となっております。

また、滋賀県防災航空隊に派遣している職員1名の人件費分として、県から派遣職員助成金600万円を計上し、また高速道路での救急業務に係る経費を支弁される高速道路支弁金は救急出動件数等により、変動が伴いますが、前年度と同額の1,000万円を計上しています。

また、少額ではありますが、し尿くみ取り券取扱業務負担金12万4,000円を計上していますが、湖南省市におけるし尿くみ取り券の取扱業務を一部まちづくり協議会に委託しており、必要となる委託費用については湖南省市から諸収入として受け入れるものでございます。

雑入の総額では、1億6,477万円となり、1億4,599万7,000円の増額となるものです。

予算書10ページの6款組合債になりますが、1項1目消防債では、はしご付き消防自動車及び全国瞬時警報システム受信機更新の財源として、1億9,570万円を計上しました。なお、それぞれの対象事業充当率などにつきましては、予算説明書の9ページに記載させていただいております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。予算書11ページからとなります。1款議会費におきましては、組合定例会2回、臨時会を6回を見込み、計8回分の組合議会に係る報酬、費用弁償及び議会関係事務経費を計上しています。

2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費におきましては、1節報酬において正副管理者、行政不服審査員ほか、説明欄に記載の各委員の報酬を計上しています。また、事務局職員7人の人件費や、12ページから13ページにかけて、組合全般を管理する人事給与、財務会計などの各種システムに要する経費やグループウェア使用料やデータセンター使用料などの必要経費を見込んでいます。29年度の人事院勧告によるベースアップ、勤勉手当月数の増などを見込み、13ページ最下段のとおり、8,279万6,000円を計上しています。

14ページ2項徴税费、1目滞納整理費につきましては、関係する職員の人件費及び滞納管理システムに係る経費などを見込み、総額1,940万1,000円を計上しています。

続いて、15ページ3款監査委員費につきましては、監査委員様2名の報酬、都市監査委員会会費及び委員会の総会、研修会に出席する経費などを見込んでいますが、総会、研修会の開催場所の変動に伴い、旅費が減少し、14万8,000円の減額となっております。

3款衛生費では、1項清掃費、1目清掃総務費におきましては、非常勤職員2人と再任用職員1人を含む、職員30人の人件費関係と、17ページ13節のし尿収集運搬委託料関係で全体の約9割を占めています。

し尿くみ取り関係では、下水道の進捗により、対前年予算から約1,000万円の減額を見込んでいます。同じく委託料では、例年行っています施設運営上必要となる分析業務委託のほかにごみ処理施設、基幹的設備改良事業の着手に向けた生活環境影響調査と、評価の取りまとめを行うため、1,670万円を計上しています。また、31年度までの債務負担行為により実施します基幹的設

備改良事業発注支援業務の30年度分として190万円を計上しております。

そのほか、18ページ、27節公課費では公害健康被害補償法に基づき、焼却施設等に義務づけられている大気汚染賦課金135万2,000円も見込んでおります。18ページの2目し尿処理費におきましては、処理に係る光熱水費、薬剤等に係る経費のほか、機械装置の消耗品購入や修繕経費を計上するものです。

また、本組合行財政改革基本方針に基づく民間活力の効率的な利用の観点から、し尿処理施設の運転については、27年度から全面委託し、3箇年の債務負担行為により実施していますが、今年度の入札により、30年度から請負者が変更となり、請負額も減額し、13節委託料で2,332万8,000円を計上しています。

工事請負費においては、安定処理のため、計画的に実施しているし尿の前処理汚泥処理関係の点検整備工事などを計上していますが、メタン発酵槽、汚泥脱水装置については、設備稼働後、初めてとなる大掛かりな改修工事1,836万円を計上しています。

次に、19ページ、3目ごみ処理費におきましては、施設の基幹となる設備の集約した改良工事を平成32年度から着手することを念頭に置いて、安全で効率的な安定稼働運営を図ります。また、連続稼働と高温や腐食性ガスの影響で消耗変形する大型コンベアー、特殊ポンプなども高額消耗品として更新計画に基づき計上しております。

なお、歳入の部でも申し上げましたが、市指定ごみ袋事務を組合で一括して取り扱うこととなったことから、市指定袋の製作発注を需要費印刷製本費で、3,023万3,000円、また袋の配送、販売に係る手数料3,337万円を、20ページ、役務費で計上し、指定袋関係合わせて6,360万3,000円となります。

次に、焼却炉の灰等の処理の関係ですが、処分先となります兵庫県尼崎沖の大阪湾フェニックス広域処分場で処理する経費として、19ページ12節で焼却灰処分手数料、20ページ13節で焼却灰運搬業務委託を合わせて8,119万円を見込んでいます。搬出量は、年間約4,000トンを見込んでいます。なお、フェニックス処分場の処分手数料単価が約20%上がることから、焼却灰処分手数料が対前年638万円の増加となっております。

20ページ、14節使用料及び賃借料では、ごみ焼却過程におけるダイオキシンや鉛の溶出に対して、高性能なる過式集じん器ろ布を賃借により使用し、賃借料として2,079万3,000円を計上しています。

15節工事経費においては、前期、後期に分けて実施している焼却施設定期点検整備工事と年次計画的に進めている改修工事項目を計上しています。

続いて、21ページの4款消防費、1日常備消防費におきましては、消防職員193名の人件費を予算説明書15ページにも記載のとおり、常備消防費の92%となる14億8,413万4,000円を計上しております。

そのほか、22ページ11節需要費では、庁舎管理に必要となる燃料費、光熱水費、また活動服の貸与品費などを計上しています。

12節役務費では、各署々間をつなぐ通信、運搬に係る経費、13節委託料では健康診断や庁舎総合管理業務委託などのほかに、将来の消防事業に対する適正な消防救急体制を構築するため、施設適正化計画調査委託並びに新高機能指令システムの運用に伴い、予防データ入力などを見込んでおります。

24ページ、負担金補助及び交付金では、消防学校負担金、救急救命士研修所負担金などを計上しています。

続きまして、2目消防施設におきましては、主なものとして消防車両36台に係る燃料費、修繕料や救助救急に係る経費を計上しています。

また、25ページ、15節工事請負費におきましては、高機能消防指令システム整備事業の終了により、大きく減額となったところですが、20年目となるこの消防本部庁舎の防水塗装工事を今年度は計画しております。

18節備品購入費におきましては、消防力整備基本計画に基づく車両更新計画により、はしご付き消防自動車の更新と全国瞬時警報システムの更新を計上しております。

ほかに、警防用備品として消防ホース、空気ボンベ、エンジンカッターなど、また救助用備品として水難救助、山岳救助活動に必要となる備品経費を計上しています。

また、3目消防庁舎建設費におきましては、信楽消防署が下水道の供用開始となることから、下水道受益者負担金を計上するものです。

予算書25ページの5款公債費におきましては、1目25件分の元金5億193万2,000円と、2目利子では起債償還利子と一時借入金利子、合わせて1,800万円を見込ませていただいています。

償還金の項目については、予算説明書17、18ページに記載のとおりでございます。予算書26ページの公債費の合計としまして、平成28年度借入れの元金償還が始まりますので、総額5億1,993万2,000円となり、4,116万8,000円の増額となっています。

6款予備費におきましては、前年同額の300万円を計上しております。

最後に、予算書の4ページにお戻りをいただきまして、第2表、債務負担行為につきましては、組合にて行います市指定ごみ袋取扱業務及びごみ処理施設の基幹的設備改良事業発注支援業務について、平成31年度分の事業費を設定するものです。

次に、5ページ第3表、地方債につきましては、先に説明いたしましたとおり、消防施設整備事業としてはしご付き消防自動車並びに全国瞬時警報システム受信機の更新の財源として借入れ、地方債合計1億9,570万円を限度として借入れようとするものです。

以上、議案第3号、平成30年度甲賀広域行政組合一般会計予算の細部説明といたします。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（橋本律子） それでは、これから質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許します。

4番、山岡光広議員。

4番（山岡光広） それでは、上程されています議案第3号、平成30年度甲賀広域行政組合一般会計予算についてお伺いします。

今ほど細部説明もありましたけれども、5点にわたって、お伺いしたいと思います。

まず1つは、9ページの歳入5款諸収入、1項雑入の部分です。市の指定ごみ袋収入及び市指定ごみ袋広告料として先ほども御説明がありましたけど、1億4,572万円が計上されています。ごみ袋代及び広告料の内訳と、その積算根拠についてお伺いをします。

2つ目は、11ページ歳出で2款総務費、1項一般管理費についてです。3節の職員手当のところですがけれども、扶養手当が113万4,000円、時間外手当が106万1,000円計上されています。前年当初予算は、80万4,000円並びに96万4,000円でした。ともに増額をされているわけですがけれども、その要因は何かということと、時間外労働の実態はどうかお伺いしたいと思います。

3つ目は、同じく常備消防にかかわる部分です。3節職員手当についても先ほどの点と同様の点をお伺いしたいと思います。

4つ目は、23ページの歳出4款消防費、14項使用料及び賃貸料についてです。防火衣の賃貸料が前年512万7,000円でしたけれど、73万1,000円に減額されている理由についてお伺いします。防火衣ロッカー等賃貸料31万2,000円、これも計上されています。去年はベッド及び防火衣ロッカー等賃貸料と、こうなっていました。等の中に含まれるのかどうか、今後も賃貸でいくのかどうか、いわゆる備品として整備するお考えはないのかどうかお尋ねしたいと思います。

最後に5つ目は、24ページの歳出4款消防費、15項工事請負費です。先ほども細部説明の中でお話がありました、本部庁舎防水塗装工事2,678万4,000円計上されています。これまでも防水工事はされていると思うんですけども、この本庁舎が築20年たったということで、塗装工事が行われるということなんですけれども、今回は特別な工事なのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

私、先ほど、それぞれの項のところで、ページと読むところを間違えましたので、全てページに変えていただきたいと思います。

議長（橋本律子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局。

事務局長（山田剛士） 山岡議員の質疑にお答えします。

5点質問をいただきましたが、私からは諸収入と総務費の2点についてお答えします。

まず、1点目、ごみ袋代及び広告料の内訳とその積算根拠についてですが、ごみ袋収入に係る積算根拠につきましては、2市における過去の実績のうち、2市それぞれ、一番低い年度の収入額を合計し、その額を基に精査、検討した結果、市指定ごみ袋の販売収入として、1億4,500万円を計上したものです。

次に、広告料の積算につきましては、これまで甲賀市において市指定ごみ袋の広告料1枠当たり15万円として実施されてきたことをもとに、2市統一の袋を採用したことを考慮し、検討した結果、1枠当たり18万円と定めて広告募集したものです。1枠広告料18万円、4枠で72万円となります。

以上の合計、1億4,572万円を計上したものでございます。

続きまして、2点目の総務費一般管理費の扶養手当、時間外手当の増額に係る要因と時間外労働の実態ですが、人件費の予算積算におきましては、現状の職員体制をもとに積算をしております。

主な要因としましては、人事院勧告による給与改定の影響と人事異動に伴う支給対象者の変動によるものでございます。

次に、時間外労働の実態につきましては、今年度2月末の時点で1人当たり月平均時間が約15時間となっている状況でございます。昨年度と比較しますと増となっておりますが、これは、年度初め、年度末、あるいは年末年始の繁忙期のほか、今年度実施しました人事・給与システムの更新により、一時的に業務量が増えたことなどによるものでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（橋本律子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 続きまして、3番、4番、5番につきまして、私からお答えをさせていただきます。

3点目の御質問でございますが、職員手当等の中で扶養手当が増額になっている理由につきましては、平成29年度人事院勧告による支給額の改定に伴い、配偶者に係る扶養手当が減額され、子に係る扶養手当が増額されたことから、消防職員の場合、子に係る扶養の割合が多く、増額となったものでございます。

時間外手当の増額につきましては、平成30年度事業として、滋賀県総合防災訓練が甲賀土木事務所管内で開催されるに当たり、その事前準備、当日役務に係る時間外手当を計上しているものでございます。

また、本消防本部の時間外労働の実態としましては、日頃から、時間外労働の短縮に努めているところでございます。

当然のことながら、勤務員での災害出動に備えつつも、災害発生時は、被害を軽減するため、早期に補充人員を招集し、初期の段階で十分な人材投入を行う必要がございます。あわせて、各種訓練、地域や消防団への訓練指導、職員の研修等に係る部分において時間外労働が占めております。

本消防本部としても、国が掲げる働き方改革に基づき、各個人の能力の引上げとともに、効率的な業務の遂行により、一定の時間外労働の短縮に努めたいと考えております。

現在、平均時間外労働時間が2.5時間程度となっております。

4点目の御質問でございますが、防火衣の賃借料が減額されている件につきまして、平成24年度に現防火衣192着分の整備を行い、5年間の賃貸借期間が平成29年度で終了するための減額となっております。

平成30年度当初予算で計上させていただいているものに関しましては、平成26年度から28年度までの新規採用分となっております。

また、防火衣ロッカー等賃借料につきましては、当初計画の防災ベッドを取りやめ、防火衣ロッカーと下駄箱等の更新に伴う賃貸借契約を締結しているものでございます。

本来、これらは備品として取り扱うべきものと考えますが、防火衣ロッカーにつきましては高額となることから、単年度での備品購入費の突出を抑える目的から賃貸借契約としております。

5点目の御質問でございます。本部庁舎防水塗装工事につきましては、今回が初めての大規模改修工事でございます。これは、外壁ジョイント部のシール、屋根の防水塗装工事を行うもので、本部庁舎建設から今年で19年を経過し、これまでも雨漏れのような症状が幾度となく発生しております。シールや屋根の防水塗装は劣化の一途をたどっております。また、この状況を放置しておきますと、建物主要構造部のコンクリートの酸化、鉄筋の腐食等の進行に伴い、耐久性に影響するものとなります。

このことから、平成30年度におきまして、庁舎の長寿命化と将来的な財政負担の軽減を図るものとして、本部庁舎の防水塗装工事を計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（橋本律子） 山岡議員。
4 番（山岡光広） ありがとうございます。1点だけ、お伺いしたいと思います。

ごみ袋のことに関してです。おっしゃったように、新年度から新しい体制になるということは認識をしています。

お尋ねしたいのは、既にもう両市で印刷をして、印刷というか製造して、ちゃんと持っておられる、つまりストックしておられる分がありますよね。この分について、当然売り払うわけです。その分の収入はどちらになるんでしょうかね。

もし、仮に売ったら、その売った分は、今おっしゃったごみ袋収入というところに入るのかどうかお尋ねしたいと思います。

議 長（橋本律子） 事務局。
衛生課長（木村尚之） 衛生課からお答えいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、4月1日から両市の事務委託を請け負っている形になりますので、4月1日以降につきましては、本組合の雑入の

ほうに収入ということになります。

なお、ストック部分につきましては、湖南市の方面では6月ごろまで、甲賀市のほうは10月ごろまで、今の現袋で配るといような形を想定しております。

以上でございます。

議 長（橋本律子） 山岡議員。

4 番（山岡光広） 今の御説明でいきましたら、今現在ストックしているそのごみ袋を売った場合は、これは本組合のほうに収入として4月以降は入ると、そういう理解でいいんですよね。

ストックの枚数は、当然、御認識というか掌握しておられると思うんですけど、私、ちょっと湖南市はわかりません。甲賀市の場合、燃えるごみで大きいごみ袋でいきましたら、18万8,740組、組というのは1組が10袋ということですので、いわゆる250円で売っている分です。小さい袋が4万3,260組です。プラが大きいのが3万9,360組、小さいのが1万3,620組と。

これ、計算しましたら、仮に甲賀市がストックしている分、今おっしゃったように、秋までストックが持つやろうと、こういうことです。その分を仮に全部売った場合、6,726万3,400円になるんです。その分は、売ったわけですから、売ったお金は今ほどの説明であると、本組合のほうの収入に入るといことですね。そういう理解でいいのかどうかいう確認をしたいと思えます。

一方、新たに印刷をして、両市が共有して使えるごみ袋を印刷されます。それに対する経費が出ていますやろ。もともと湖南市、甲賀市が持っていた袋を売って、その売った分について入ってきた収入についてはどこかで精算をするのか。

例えばですけど、負担金で精算をするとか、そういうことは考えておられないのかどうか。両市が、つまりこの組合で印刷をして、両市共有できるごみ袋をつくりましたと、このごみ袋を売りました、そのごみ袋については、いわゆる本組合に収入として入る。これは一般的に理解するんです。

もともと両市がつくったごみ袋を売り払いました、そのごみ袋代もうちとこに、うちとこというのは組合に入りました、そうなったら、印刷に係る経費はそれぞれお返しをするということなのか。そこの関係については、もう少しわかりやすく御説明いただければありがたいと思えます。

議 長（橋本律子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） ただいまの御質問にお答えをいたします。

収入につきましては、先ほどご質問のとおり、4月1日から本組合の収入ということで、こちらは取り扱っております。

うちのほうは納品の検査を、5月に統一の袋が入るような形になります。検査によりまして、不合格な場合は3箇月の納品がかかります。その分も含めて、一定の在庫のストックが必要になります。

それから、甲賀市のほうに在庫が多いということにつきましては、今度、卸業者のほうの貸し倉庫の部分の在庫調整も必要になります。

初めての私どもの取り組みの部分でございますので、ストックの倉庫の部分を一定の在庫に抑制、その部分と、それから多い部分につきましては今年度発注が少なく、甲賀市のほうは発注しておりますので、その部分については今の袋の購入の部分については、昨年度に比べて枚数を少なく調整しております。

来年度、再来年度にかけまして、一定の協議を、事務を進めながら、両市の報告と指導を受けながら調整を図っていきたいと思っております。

それから、卸業者の部分も委託業者になっておりますので、その部分も在庫のストックの管理をしながら進めさせてもらいたいと思えます。

なお、事業用の袋につきましては、あと組合のセンターのみで販売をしておりますので、それと含めて引き継ぎの関係で在庫確認を両市のほうと確認を進めさせてもらいたいと思っています。

以上でございます。

4 番（山岡光広） 質問に対してきちっと答えていただけていないので、もし手が挙げられるのやったらもう1回。

議 長（橋本律子） 要点をまとめて、されてない部分に対してだけ絞ってください。

4 番（山岡光広） 私がお聞きしているのは、もともとといえば甲賀市、湖南市がお金をかけてつくったごみ袋、これがありますよと。それを売るという場合は、そこに係る製造原価が当然ありますやんか。その売ったお金は本組合に入るんですけども、そこでの精算は全くないんですかと言っているわけです。

だから、全くゼロからスタートをするんだったらおっしゃることはようわかりますし、ストックの状況を鑑みて、今回製造するごみ袋の量は考慮したと、そのことは理解を当然するんですけども、そこでの関係を教えてくださいと言っているわけです。

そこはお答えいただけていないので、きちっとお答えいただきたいと思います。それが、例えばですけども、負担金として、甲賀市の場合やったら6,726万円全部売ったら6,726万円収入が入ってくるんですよ。全く今ストックがなかったら別ですよ。けど、甲賀市が持っていたその袋を全部売ったらそれだけ入ってくるわけです。それはこの1億4,500万円の中に入ると、おそらく、私きちっと調べていませんのでわかりませんが、湖南市も当然入ることですよね。そしたら、その1億4,500万円ほど入る収入のうち、ストックの分だって、湖南市の分はわかりませんが、1億弱ほどあるかもしれない。それを聞いているんですね。

全くお金をかけないで、原価経費をかけないで、いわゆる入ってくると、こういうことになってくるので、その分に関しては後できちっとその両市の間で負担金等で精算をされるんですかということを知っているんです。全く精算をしないと、もうもらうだけもらいますということなのかどうかということを知っているんで、その点は明確に答えていただきたいと思います。

議 長（橋本律子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） お答えをいたします。説明不足で大変申しわけございませんでした。

今の歳入のほうの1億4,572万円、それから、歳出のほう、ごみ袋の製造と販売の手数料を含めて6,360万3,000円。差し引き8,211万7,000円、これがごみ袋の販売収入になります。これにつきましては、經常経費、利用割100%の部分の中で上げています經常経費の負担割合の負担金に反映させて、その部分について負担金の補正をしまして、両市さんのほうにお返しをするというような形になります。

一般会計の經常経費、この割合によって負担金でお返しするという状況でございます。

以上でございます。

議 長（橋本律子） これで、山岡光広議員の質問を終わります。

議 長（橋本律子） 続いて、6番、松井圭子議員。

6 番（松井圭子） 議案第3号、平成30年度甲賀広域行政組合一般会計予算について5点質疑をいたします。

1点目は、13ページの歳出2款総務費、1項総務管理費の14節の使用料及び賃借料の中で、前年度財務会計システムが賃借料であったのが平成30年度では使用料に変わった理由。また、13節の委託料の財務会計システム保守委託が増額の理由についてお尋ねをします。

2点目は、15ページの歳出の3款衛生費、1項清掃費、2の給料のところ
で、前年度職員が31人から30人と1名少ないわけなんですけれども、業務
の内容に変更があったのかお尋ねをします。

3点目は、17ページの歳出3款衛生費、1項清掃費、13委託料で、新し
く生活環境影響調査業務委託1,670万円、これが計上されています。生活環
境影響調査業務委託とはどういう内容であるのか。また、委託先は入札か随意
契約なのかお尋ねをします。

4点目は、ページが間違っています、21ページから22ページで、歳出の
4款消防費、1項消防費の2の給料で、職員数は193人と前年度とは変わり
ませんが、減額をされていますその理由と、前年度の予算書を見ますと、7の
賃金159万8,000円で、臨時的任用職員1名を雇用されていました。この
方の業務内容と30年度は雇用されなかったその理由についてお尋ねをします。

最後、22ページの歳出4款消防費、1項消防費の13の委託料の職員健康
診断委託323万8,000円、これは前年度より減額をされていますその理由
と、近年の健康診断の受診率及び診断結果で要検査、要指導の傾向について。
また、職員健康管理業務委託16万2,000円の業務内容についてお尋ねしま
す。

議長（橋本律子） 質疑に対する答弁を求めます。事務局。

事務局長（山田剛士） 松井議員の質疑にお答えします。私からは総務管理費から清掃
費までの3点についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の財務会計システムにつきましては、平成25年3月から5年
間のリースとしておりましたが、平成30年2月末でリース期間が満了いたし
ました。その後、継続して、同システムを使用することから、使用許諾契約を
結び、平成30年度は使用料で計上しているものでございます。

また、財務会計システムの保守委託料の増額ですが、平成30年度中に新年
号の対応としてシステムの修正が必要となるものでございまして、従来の保守
に加えて計上しているものでございます。

2点目の平成29年度当初予算の計上人数31人に対し、平成30年度当初
予算案の計上人数30人と比較して、1人少ないことについてですが、これは
平成28年度末に職員1名が退職したことによるものでございます。これにつ
きましては、昨年12月26日の第5回臨時会におきまして、補正予算第5号
として人事異動に伴う給与等、人件費の減額補正を行ったところでございま
す。

衛生センターでの職員体制は30人であり、業務変更等によるものはありま
せん。

3点目、生活環境影響調査業務委託につきましては、衛生センター第2施設
ごみ処理施設において、稼働後23年を経過したことにより、現在行っており
ます長寿命化のための施設整備計画に伴い、必要となったものでございます。

夏季と冬季において、大気環境測定と臭気、騒音、振動測定を行い、その測
定結果をもとに、環境影響調査結果を県へ届け出ようとするものでございま
す。

このため、今年度は12月の冬季において大気測定を行い、また施設敷地内
にて臭気、騒音、振動測定を行ったところです。

平成30年度においては、同一場所で夏季に測定を実施し、2箇年にわたる
夏季、冬季の測定結果をもとに、測定結果の分析評価等を取りまとめた報告書
の作成について業務委託をするものです。

なお、委託先につきましては、競争入札を行う予定としております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（橋本律子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 松井議員の質問にお答えします。私からは消防費関係の質疑
についてお答えをいたします。

4点目の質問でございますが、臨時的任用職員の業務内容と30年度に雇用しない理由につきましては、業務内容は主に本部庁舎1階での受付業務、その他事務連絡、事務処理業務でございます。

また、30年度雇用しない理由につきましては、臨時的任用職員の方には育児休業取得による職員減を補う形で雇用しておりましたので、平成30年度、職員が育児休業から復職する見込みでございますので、来年度は雇用しない予定をしております。

5点目の質問でございます。職員健康診断委託料の減額理由と近年の健康診断及び診断結果の傾向でございます。また、職員健康診断業務委託16万2,000円の業務内容につきましては、まず、職員健康診断委託料の減額理由でございますが、ストレスチェック実施後、高ストレス者に対する医師面談費用を減額しております。また、この高ストレス者につきましては、希望によりカウンセリングを受け、その後、医師面談を受けることとしておりますが、実際に医師面談について受診する者がなかったため、減額計上として出しました。

次に、健康診断の受診率及び健康診断の結果で、要検査、要指導等の傾向については、受診率につきましては、長期出向者、育児休業者、産児休業者を除いて、全ての職員が受診をしております。

また、要観察とされた者が職員全体の30%、要指導以上とされた者がおおむね20%となっております。

職員健康診断業務委託16万2,000円の業務内容につきましては、産業医委託料として計上しているものでございます。

以上、松井議員の答弁とさせていただきます。

議長（橋本律子） 松井議員。

6番（松井圭子） ありがとうございます。

それでは、今の御答弁の中で、生活環境影響調査業務委託なんですけれども、2箇年にわたって、夏季と冬季に調査をされるということでありました。これは長寿命化の計画を立てるために、この影響調査を業務委託されるということなんですけれども、これは計画がもし立てた後であっても、この環境調査というのは随時されていかれるのかという点と、もう1点は最後にお尋ねをしました職員の健康診断の点なんですけれども、御答弁で要検査の方が30%で、要指導の方が20%おられるということで、その後の結果報告というのはどのように職員の方からされているのか、その点についてお尋ねをします。

議長（橋本律子） 事務局。

衛生課長（木村尚之） 衛生課からただいまの御質問にお答えをいたします。

生活環境影響調査の業務委託につきましては、施設の整備計画に伴い、県と事前協議を行いました。工事の届け出に必要な書類というのがありますので、これにつきましては、事前に届け出が必要になります。したがって、今年度と来年度の夏季と冬季、この部分について実施をしまして、工事の事前届け出とともに提出をするというような状況でございます。

以上でございます。

議長（橋本律子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 失礼します。松井議員の2点目の御質問について答弁します。

まず、要観察者30%、要指導20%につきましては、それぞれ産業医の先生の指導のもと、ホームドクターへの受診、あるいは産業医への受診等を勧めております。

また、診断後の結果につきましては、それぞれ現況に基づいて報告を求めて、今後のその後の健康管理に衛生委員会上げて努めております。

以上、答弁とします。

議長（橋本律子） 松井議員。

- 6 番（松井圭子） 生活環境影響調査なんですけれども、2箇年にわたって届け出が必要なので調査をするということでありました。大気、騒音、振動、臭気というのを調査するというものでありましたが、これは水質や地下水については調査項目としては上げておられないのかお尋ねをします。
- 議 長（橋本律子） 事務局。
- 衛生課長（木村尚之） ただいまの質問につきまして、衛生課からお答えをいたします。調査項目につきましては、県との事前協議でございます。水質につきましては、ごみ処理施設はクローズド方式でございますので、処理水については施設内で焼却に活用しております。したがって、水質等は現在のところ行ってはおりません。
- 以上でございます。
- 議 長（橋本律子） 松井議員よろしいですか。これで松井圭子議員の質疑を終わります。ほかに質疑はございませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議 長（橋本律子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。続いて、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はございませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議 長（橋本律子） 討論なしと認め、討論を終わります。それでは、これから議案第3号、平成30年度甲賀広域行政組合一般会計予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- （挙手全員）
- 議 長（橋本律子） 全員挙手です。したがって、議案第3号、平成30年度甲賀広域行政組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。
- 議 長（橋本律子） それでは続きまして、日程第6、一般質問に移ります。質問の通告がありますので、発言を許します。
- 4 番、山岡光広議員。
- 4 番（山岡光広） それでは、通告に基づきまして、2点について一般質問をさせていただきます。
- まず1つは、救急出動と病院搬送についてお伺いします。24時間365日、市民の皆さんの命と財産を守るためにいつでも出動できるように待機をし、また出動時には機敏な対応で、命を救っていただいていることに敬意と感謝を申し上げます。
- 救急の発生件数はいただきました資料によりますと、年間で5,716件、1日の発生件数は約16件と、本日この会議が終わりましたら、高機能消防指令システムの本格的な運用開始披露式が予定されていますけれども、試行的な運用は既に始まっています。そこで、その効果を中心にこれまでと比べてどのような効果が発揮されているのか、その点についてお伺いします。
- まず1つは、救急出動における現場到着時間、所要時間について変化があるのかどうか。
- 2つ目は、現場から病院収容時間についてはどうか。
- 3つ目は、出動要請管内の救急車両が既に出動している場合、他署の救急車両を出動された事案が、高機能消防指令システムが整備されて以降も発生したと思いますけれども、従来と比べて時間短縮などの効果があったのかどうかお伺いします。
- 4つ目は、現場から病院への搬送について、以前にも指摘をしましたがけれども、いわゆる第1次要請先で受け入れを拒否したケースはどれだけか。第2次

救急病院、第3次救急病院についてはどうか。前年度と比べて、改善がされているのかどうかお伺いします。

5つ目は、119番通報についてですが、固定電話と携帯電話からの件数についてはどうか。高機能消防指令システムの運用によって、より正確に位置を確認することができ、現場到着に効果は発揮されているのかどうかお尋ねしたいと思います。

大きく2つ目は、甲賀消防の装備についてお伺いします。1つは消防庁では消防隊員がより安全に消火活動を行うために、個人の防火装備に求められる機能及び性能を示すことを目的としてISO基準、規格基準を基礎とし、消防隊員用個人防火装備に関するガイドラインが平成23年5月に策定をされました。また、今年の3月にはそのガイドラインが改定されました。

そこで、お伺いをします。甲賀消防の装備に関して、1つは安全確保のための装備、2つ目は双方向の情報伝達が可能な装備、3つ目は救急活動用資機材、それぞれこの基準どおり、ガイドラインどおり整備されているのかお伺いをしたいと思います。

2つ目は、防火衣について。先ほど、質疑の中で防火衣については、いわゆるリース、賃貸料として支出をしているということなのですが、この防火衣について予備を整備する必要があると考えますが、どうでしょうか。今年の秋に、甲賀消防署、水口と湖南の消防設備などを視察させていただきました。その際に、消防士の防火衣ですが、すごい重いもので、私も持たせていただきましたけれども、乾いている状態ですごく重かったです。消火活動などで水を含みますと、さらに重くなって動くことが大変になるというお話を伺うことができました。

その際に予備はあるんですかと、こういうふうに聞きましたら、これ1着と、こういう話でした。仮にですけれども、消火活動に当たっていた消防士が再び戻ってきて、再び出動しなければならないということになった場合は、ぬれたままの防火衣を着用して出動することになるということでした。再三の出動は当然のことながら避けなければなりませんけれども、ぬれたまま再度の出動ということにならないように、せめてその予備を備えておくということができないかということをお伺いしたいと思っております。ぜひ積極的に受けとめていただきまして、装備に加えていただけないかという思いで質問させていただきました。

議長（橋本律子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 山岡議員の一般質問に対してお答えをいたします。

まず、大きく1点目の救急出動と病院搬送についてであります。高機能消防指令システムが整備され、運用が始まっております。これまでと比べてどのような効果が発揮されているのかということについて、1つ目の救急出動における現場到着所要時間はどうかについてお答えをさせていただきます。

平成28年度から整備を進めてまいりました高機能消防指令システムにつきましては、昨年11月16日に旧指令台から切りかえを終え、仮運用を開始したところでございます。

前後3箇月で比較しますと、切り替え前の所要時間9分48秒が仮運用後9分18秒となり、30秒の時間短縮となっております。

なお、所要時間は、いずれも平均時間としておりますが、以下の回答も同様とさせていただきますので御承知おきください。

2つ目の現場から病院収容時間についてはどうかということですが、119番通報入電から病院収容時間につきましては、切り替え前の3箇月37分42秒を要しておりましたが、切り替え後の3箇月は36分30秒と1分12秒の短縮となっております。

3つ目の出動要請管内の救急車両がすでに出動している場合、他署の救急車両を出動させる事案が、高機能消防指令システムが整備されて以降も発生したと思うが、従来と比べて時間短縮などの効果があったのかについてであります。

こちらの件につきましては、切り替え前の3箇月では273件、切り替え後の3箇月で295件、それぞれ比較しますと、平均で16分6秒、切り替え後が14分8秒と、1分58秒の時間短縮が現在のところ図られているというふうに考えております。

4つ目の現場から病院への搬送について、以前にも指摘をいただきましたが、第1次要請先の受け入れ拒否したケースはどれだけか、第2次救急病院、第3次救急病院はどうか、前年度と比べて改善されたかどうかでございますが、平成28年度、平成29年度の救急発生件数で比較しますと、平成28年が5,444件、平成29年が5,716件と、5%の増加をしております。

これを受けまして、受け入れ拒否ケースを見てみますと、第1次要請先で、受け入れを拒否されたケースにつきましては、平成28年が637件、救急件数発生全体の11%でございます。平成29年の受け入れ拒否件数が239件であり、救急発生件数全体では13%に当たります。

管内2次救急病院での受け入れ拒否につきましては、平成28年度が543件、救急発生全体の約10%、平成29年度が同様に625件で、救急発生に対して11%に当たります。

また、重症救急患者で2次救急病院で受け入れできなかったケースにつきましては、平成28年、平成29年とも42件となっております。

5つ目でございます。119番通報は、固定電話と携帯電話の件数はどうか、高機能消防指令システムの運用により正確に位置を確認することができ、現場到着に効果が発揮されているのかでございますが、切り替え前の3箇月では、1,618件の救急出動があり、このうち携帯電話の通報件数が642件、固定電話では947件、その他が29件となっております。現場到着に要した時間は、携帯電話では10分48秒、固定電話では9分6秒となっております。

切り替え後の3箇月では、1,863件に対し、携帯電話が711件、固定電話が1,131件、その他21件となっております。現場到着に要した時間は、携帯電話では9分48秒、固定電話では9分となっております。高機能消防指令システムの整備により、携帯電話での119番通報の場合では、おおむね1分間の時間短縮が図れたこととなっております。

続きまして、甲賀消防の装備についてであります。

まず1つ目、安全確保のための装備、双方向の情報伝達可能な装備、救助活動用資機材、それぞれ基準どおりに整備されているかについてお答え申し上げます。

甲賀消防の装備に関しましては、ケブラー製手袋やゴーグルなど、安全確保のための装備、車載無線機などの双方向伝達可能な装備、またエンジンカッターや油圧器具をはじめ、救助活動用資機材等政令に定める基準どおりに整備をしております。

次に、防火衣について、予備を整備する必要があるについてでございます。

消防活動に使用した資機材につきましては、その都度、整備を実施しております。個人装備も例外なく点検を実施し、活動での汚れ、ぬれにつきましては、しっかりと清掃をし、乾燥しております。一部の消防署においては乾燥室を設置しておりますので、早期に乾燥し、次の出動に備えることが可能でございます。また、活動服等につきましては、撤収後すぐに更衣をしておりますので、現況では保管場所含めて、防火衣の予備は考えておりません。

以上、私からの答弁といたします。ありがとうございます。

議長（橋本律子） 山岡議員。

4 番（山岡光広） ありがとうございます。今ほど御答弁ありましたように、まだ仮運用で3箇月ですけれども、非常に大きな効果を発揮しているということが確認できたと思います。

この点について、1つお尋ねします。私も先ほど専決処分の事案の中で、原告のほうから救急搬送してもらうときに、できるだけ早く収容してほしいと、そういう期待、期待権というのがあるということ、勉強不足ですけど、私は初めて知りました。そういう意味では期待感、期待権ということに対して、もし消防長、突然ですので申しわけないですけども、この日常的にそういう業務に当たっておられる長として、こういった市民からの期待権があるということについて、どういうふうに思っておられるのか、その所見をお尋ねしたいと思います。

その場合は、交通渋滞等でなかなか思うようにいかない場合も当然あります。いわゆる専決処分のときのような若干が問題があったというケースによって遅延が起こるという場合も、もちろんあるかと思えます。

一般的にですけれども、一応目標としておられる、つまり通報があってから現地に行くまでの所要時間、その目安というのはどれぐらい持っておられるのかということが1点、またその現地へ到着をして、それから医療機関へ搬送する、この目安時間、せめてこのぐらいの時間には搬送したいと、こういう目安という目標というのはどのぐらいをお持ちなのかということをお尋ねしたいと思います。

2つ目の項についてお尋ねします。私はこの防火衣について予備は考えていないと冷たくあしらわれましたけど、この防火衣について、やっぱり僕はせめて、例えば190人の人がいたらみんなが1着ずつ予備を持ってほしいと、そういうことを言っているわけではないんです。

いわゆる勤務に就いておられて、出動した、帰ってきた、どぼどぼにぬれていると。私も聞きましたら、ぬれているその防火衣については、自分が乾燥機にかけて責任を持って乾かすという行為をしなければならないんです。

管理者、ご存じかどうかわかりませんが、この水口庁舎、本庁舎には乾燥室があるんですけど、湖南省の庁舎のところには乾燥室がないんです。どうしてはります、外へ天日で乾かすと、こういうことをやってはるわけですね。前線で頑張っているそういう人たちに、せめてこういうときに出勤して帰ってきて、また出勤しなければならないということは、起こってはならないんですけど、起こり得る可能性は当然あるわけです。

そういうときに少なくともどぼどぼにぬれていたら、予備のものを使って、そして出勤すると、こんなん当然やと思うんですよ。そういうことを整備することは当然ではないかと思うんです。一気にそれを整備するというのはなかなか難しいかもわからんけれども、そういう思い、そういう視点で順次整備をしていくと、こういうことが非常に大事なことはないかと思えます。

まずもって、湖南のところ乾燥機を設けるというのは当然のことやと思えますけど、これはどちらかといえば、消防長というよりか管理者の責任ですので、管理者にお伺いしたいと思います。

議長（橋本律子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 1点目の山岡議員の御質問にお答えをいたします。個人としましては、当然、期待感はあると思います。どの現場へ行きましても、早く着き過ぎたといってもお褒めをいただくことはまずございません。まだかまだかとお声をかけられるのは当然でございますので、当然皆様市民にいかに期待に応えられるように、早急の対応をするのが一番大切なことは承知でございますので、そのことにつきましては、今後、職員一丸となって頑張りたいと思っております。

それと、現場到着あるいは病院収容でございますが、基本的にはおおむね9分程度をめぐりというふうに考えております。また、病院収容も30分程度で収容させていただきたいと考えておりますが、甲賀地域の地勢、地の利を考えますと、発生場所がいろいろでございますので、なかなか対応しかねるところではございますが、今後とも迅速の対応について一生懸命職員一丸で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（橋本律子） 副管理者。

副管理者（谷畑英吾） 山岡議員の再質疑にお答えをいたします。

現在、湖南市において庁舎の整備計画を進めておりまして、それとあわせまして、湖南中央消防署についてもこの改修について所在市でありますので、取り組んでまいりたいと検討しているところでございます。

現在の計画におきましては、平成33年3月末をもって改築をしまいたいと計画を進めておりまして、その点について組合とこの消防署の整備につきましても協議を進めさせていただいているところでもございます。

この改築の際に、乾燥室につきましても検討させていただきたいと考えているところでございます。

議長（橋本律子） 管理者。

管理者（岩永裕貴） 防火衣の予備をとということでございます。消防職員、現場のほうでいかに安全に迅速に対応できるのかということの観点に立って、ここしっかり検討を進めていきたいというふうに思いますが、何よりも現場の職員の皆さんの声をしっかりとヒアリングすることから始めたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（橋本律子） 山岡議員。

4番（山岡光広） ありがとうございます。

再度、消防長にお伺いします。先ほど、現場到着及びその医療機関への搬送時間の目安について教えていただきました。提出していただいている統計の資料を見ましたら、例えばですけど、現場到着発生件数、今おっしゃったように、9分を目安にということなんですけども、全体で5,716件発生している中で、10分以上がそのうちの2,184件、20分以上が179件と、こうなりまして、ほぼ半数が目標よりも遅いというか、遅延という言葉は適切ではありませんけれども、結果的には現地に到着するのが遅かったということに、統計上はこうなっています。

また、医療機関への搬送に関して言いましたら、先ほど30分と、こういう目安を、目標をおっしゃっていただきましたけれども、これも5,404件のうち、30分以上60分未満というのが3,809件、60分以上120分未満というのが353件ということで、目安、目標はものすごく大事で、それを目標に頑張らせていただいていることは重々承知の上ですけれども、現実の対応というか、現実の到着時間及び搬送に関する時間から見ると、かなり現実と離れているということなんです。

それは、先ほどおっしゃったように、高機能システムを活用すれば1分、2分の短縮、積み重ね、それが1つは改善できるというふうに思いますので、これは大いに期待をしたいと思うんです。

でも、それだけで解決するか、これだけのいわば、目標との差異が解決できるかというたら、必ずしもそこは難しいかなと思うんです。その分についてどういうふうに考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、副管理者からは新しい消防施設をつくるときに、湖南にも乾燥室を設けていただくということを御答弁いただきました。ありがとうございます。

また、管理者については、その実際に出動していただいている消防士さんの

皆さんの思い、気持ちをヒアリングしていただくということ言うてくれはりました。ぜひヒアリングしてくれはって、出勤するというその行為そのものはものすごい大事なことですけれども、おっしゃったように、どぼどぼと言わんけれども、生乾きになったり、だって、梅雨の時期だったらなかなか乾燥ができないわけですよ。そういうときに、再び出勤しなければならないということですので、やっぱり思い切った措置で計画的に予備を備えていくというようなことについては、ぜひヒアリングをした上でですけれども、お答えいただきたいと思うんです。ヒアリングをしたときに、そういうふうにして欲しいというふうに思われる御意見はあろうかと思えますけれども、お金がないしとこういふように言われると仕方がないんやと、こういふふうになります。

そこはやっぱり管理者がそれを先陣切ってやっていくという姿勢が管理者に求められると思うんです。ですので、その点はぜひ管理者もお含みいただいて対応をしていただきますよう、これは要望したいと思えます。

議長（橋本律子） 消防長。

消防長（荒川庄三郎） 失礼します。統計数字との乖離でございますが、まず1点、現場到着につきましてはおおむね9分というのは今の平均時間でございます。また、これにつきましてはいかに早く対応するかという職員の努力でしか改善これ以上しようがないと思っておりますし、今後の高機能指令システム等の稼働率の中で改善できるものと考えております。

先ほどの病院収容の時間でございますが、基本的には到着後、救急車収容後30分をめぐりというふうを考えておりますので、今、私どもの統計数字、どの数字かちょっとわかりませんが、そのあたりにつきましては、実際のところ、1次病院、2次病院等、その発生時間帯等によって病院対応との取り合いもございまして、特に重症傷病者につきましてはできる限り早く搬送できるように、今後とも職員一丸で努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

議長（橋本律子） これで、山岡光広議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。本定例会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（橋本律子） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議長（橋本律子） これで、本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成30年第1回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時04分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 橋本 律子

同 議会議員 松井 圭子

同 議会議員 堀田 繁樹